

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポ幅ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

「巻頭言」

教育基本法改悪反対!

稲葉 耕一……2

日本労働運動「腐敗」の構造

編集部……3

―〇三春闘にみる労資のゆ着―

勝つために!と学習交流集会

―鉄建公団に攻め寄せる―

鉄建公団訴訟の側面から国鉄闘争の展望を考えよう

―鉄建公団とはこんな組織―

国鉄闘争と鉄建公団訴訟の意義

国鉄闘争勝利の展望

―敵は政府、鉄建公団だ―

読者からのおたより

# 旬刊 社会通信

NO. 864

二〇〇三年四月一日号

二〇〇三年四月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## 教育基本法改悪反対！

二〇〇一年一月二六日、文部科学大臣は中央教育審議会（中教審）に対して「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について諮問しました。中教審は、昨年一月一四日に「中間報告」を発表しました。今後、「中間報告」をベースに「答申」がとりまとめられると、いよいよ教育基本法「改正」案が国会に上程されることとなります。

教育基本法は一九四七年、「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため」（前文）に制定されました。戦争と軍国主義教育を反省して、「個人の尊厳を重んじ」（前文）るとともに、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」（第一〇条）ことが明示されました。さらに、教育行政は、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標」（第一〇条二）とし、教育内容（教育の中身）には関与しないこととされました。（教育基本法の全文は「社会通信」誌上でくり返し伝えられています。）

今回の「中間報告」には多くの問題がありますが、二点に絞って指摘しておきます。第一に、「公共」「日本人のアイデンティティ」「国を愛する心」が教育の基本理念として登場してきたことです。一昨年、新しい歴史教科書をつくる会の歴史教科書が社会問題になったのは、まさに上記の視点で記述が貫かれていたからです。さらに、「つくる会」のメンバーである小林よしのりは『戦争論』という漫画で、「公」と「私」の問題を取り上げ、「公」の重要性を繰り返し強調しています。「中間報告」は「個人の尊厳」を否定し、これら一連の流れと軌を一にしたものと言わねばなりません。

第二に、「教育振興基本計画」の策定に関する根拠規定を教育基本法上に位置づけたことです。「推進計画」には、「全国的な学力テストの実施等による児童生徒の学力の全国的な状況の検証等に基づく教育の改善・充実」「郷土や国を愛する心をはぐくむ教育の推進」といった具体的な項目が列挙され、明らかに教育の中身や方法に国家が踏み込むことを意思表示したものです。

すでに学校現場では、昨年四月、『心のノート』という文部科学省作成の道徳資料が全小中学生に配布され、教員にはマニュアル本も配布されています。当然ながら、内容は第一で指摘した点がクローズアップされています。加えて、「基本計画」には、「教職員の資質向上（一〇年経験者研修の義務化等）」「不適格教員に対する厳格な対応」「教員給与制度の見直し（教員評価システムの確立と給与・処遇への反映）」といった教育労働者への攻撃も含まれています。

憲法の理念と深く関わる教育基本法の改悪は、すなわち憲法改悪の先鞭となるものです。今必要なのは、教育基本法を変えることではなく、基本法の理念に現実を近づける努力をすることです。教育界の問題に終わらせることなく、広範な改悪反対の声を結集させましよう。

（稲葉 耕一）

# 日本労働運動「腐敗」の構造

—〇三春闘にみる労資のゆ着—

春闘はすっかり様変わりしてしまいました。この背景に(1)国鉄「改革」という名の国鉄改革法、二三条方式による事業の分離・分割・分社化のすさまじい進展、(2)労資、そして政労資による「雇用に関する合意」、(3)こうした状況を受けての労働基準法改正問題があります。これらの特徴点については、すでに「社会通信」にくり返し伝えてきました。

今号では〇三春闘時の労資の発言等を中心に、今の労働運動の仕組みについて考え、労働者にながら起こっているか、なにが起きようとしているかを考え、任務と課題を明らかにしたい。

## 労資ともに「話し合い」「転換」強調

二つの「雇用にかんする合意」を受けて、一月、日本経団連は労使フォーラムを開催しています。もう一つの中心メンバーはユニオン連合で、日本経団連会長は「二一世紀の企業経営」、連合会長は「二一世紀の労働運動」と題し、彼我の戦略・戦術を示しています。

経団連会長はまず消費税を引き上げなければ日本の国家財政は破たんするとの観点から(1)消費税率を一六% (現行五%) にまで引き上げること強調し、(2)新しい成長戦略として①環境、②住環境、③家庭をあげています。家庭は「生活の中心。住環境が豊かになればおのずと心も豊かになり、社会に貢献しようという志も生まれてくる」といい、(3)春闘のあり方については次のように提起しています。

「今年に限らず将来的にも、賃上げ要求を掲げて世間相場の波及をめざすというスタイルによる『春闘』は終焉した。

これからの春季労使交渉は、労働条件の水準ではなく、望ましい働き方や人事制度、賃金制度、社会保障を含む福利厚生などについて、労使で幅広く問題意識を共有し、話し合う場としていくことが望ましい」

これにたいし連合会長は、現在の労働運動について、「政府対労働側、経営側対労働側という対立の図式から、『協働』『共生』の時代に移った」「参加型の労働運動に変わった」との視点から、次のようにエールを交換しています。

「労働運動の変遷につれ、日本の賃金は、名目的とはいえ世界で一番高いものとなった。『ゆとり、豊かさ、社会的公正を求める』という労働運動に変わり現在に至っている。

これまでの労働運動は、インフレ経済下で展開されてきたもので、デフレ時代の今、労働運動自らも発想と行動を転換していく必要がある。」

## 問をとりもつ

この労資の団体の接着剤、いわば触媒の役割を果たしているのがJIC (全日本金属産業労働組合協議会) です。JICは産別組合といいながら、要求はバラバラ、さらに産業はむろん企業の業況、業績はそれぞれに違うから、会社単位で交渉するというのですから、とても産業別の組合といえる代物ではありません。したがって、三月十二日にJIC傘下組合に示された回答(ベアゼロ、さまざまな賃金切り下げ方策)にたいして—

(1) 定昇の実施等によって賃金構造維持分を確保し、現行賃金水準を維持している。  
(2) 一時金についても、J・C全体としては一定の回復を果たしたと、評価しています。

この回答に、労資ともにご満悦です。日本経団連会長は「ほとんどが定昇中心、ベアなしという意味で予想通り」。さらに経営環境や企業業績にたいする組合の高い理解に、「それを踏まえ組合は要求した。労使の意見が合った」といい、連合会長は「完全に時代が変わった。インフレ経済下ではベア中心の闘いをし、いい時代だったが過去のもの。今はデフレ経済下だ」との認識のもと、「労使が日本経済再生と雇用安定のために答えを作っていく交渉が始まった」と述べています。

ベアゼロ、定昇維持のかけ声の背後で、アメリカ流会計基準、株主重視経営を口実に、持株会社制度導入にとりまわす、企業との分離・分社化による転籍、退職金・企業年金切り下げ攻撃で、賃金二・三割カットは当たり前前の事態が続出しています。しかし、労資ともにそれらについては一言もふれようとしておりません。

具体的にはこうです。分社化、転籍によって、退職金は打ち止め、賃金は二〇〜三〇%カット。政府統計ですら賃下げが一九九八年から進行していることを認めています。ここ二〜三年の賃金カットは一ケタの方ではなく二ケタ、三ケタの方。それが雇ってもらえるだけでもありがたいと思えとの、労資の恫喝で進行しているのです。

### 労働者はやっぱり労働者

労働者の現状はマルクスの『共産党宣言』、エンゲルスの『イギリスにおける労働者の状態』に逆もどりしてしまいました。たった一〇年ほど前までは、旧国鉄、旧電々公社、そして大企業、自治体に就職しようものなら、「いい所に決まったね。一生活安定だ。次はお嫁さんだね」と、だからもうらやましがられたものでした。しかし、現在は：

日本的、あるいはアメリカ的といわれた雇用慣行は音をたてて去りました。その結果、労働者はどこで働いてもやっぱり労働者だ。おれたちは資本が必要とする時しか生きられない「独得」の人種という歴史的現実が労働者一人ひとりに襲いかかっているのです。こうして現在の特徴は、労働者ということを考えざるをえなくしていることです。

労働組合は立派な組合も多いが、大企業労働組合ほどだらしがない。その大企業でも仕事はすでに非正規労働者によって運営されている。いよいよ労働組合再生の時に入ったように思われます。

(編集部)

## 勝つために！と学習交流集会

— 鉄建公団に攻め寄せる —

国労闘争団とともにたたかう会は、三月一日—この日は国鉄共闘会議第二回総会でもあったのですが—、「国鉄闘争勝利！学習交流会」を開催しました。テーマは「勝つためにどうたたかうか」。本誌(今号)の報告、原稿にあるように、敵は政府、責任もてる組織は鉄建公団・国鉄清算事業本部。ここにたたかいたい矛先を集中しようというのが問題意識でした。

これまでの国鉄闘争の学習会といえば、情勢は？ 彼我の力関係は？ 闘争団・国労本体の動向は？ と一般的なことが多く、勝つためにだれに向かって、どうたたかうかの議論はけっして多くはありませんでした。こうした議論に、鉄建公団訴訟の猛烈なスピードに後押しされながらたどり着いたとの印象です。

学習会の内容はほぼ本誌に明らかにしました。ご意見、寄せていただければ嬉しい。

(吉)

# 鉄建公団訴訟の側面から国鉄闘争の展望を考えよう

— 鉄建公団とはこんな組織 —

## はじめに

闘争団有志による鉄建公団（国鉄清算事業本部）を相手とした訴訟は、昨年一〇月二四日の全労働高裁判決を背景にしたためか、一〇二年で判決かと思われるスピードで口頭弁論の日程が入れられている今日、改めて、一〇四七名の解雇撤回・JR復帰の闘いを公団訴訟の側面から分析し、意義と展望について考察したい。

問題意識としては、今日まで国労がとってきた国交省・JRに対する行動だけでは十分ではないのか、ということから出発したことも事実である。

また、七月一日の甘利四党協議座長の闘争団家族への説明、「かねてから解決内容はゼロ乃至ゼロ+αとってきた」で、「四党合意に基づく解決案では、闘争団・家族が納得いかないであろう」ことがはっきりしたにもかかわらず、一月二四〜二五日の七〇回全国大会で「四党合意（四党協議）」による、ILOが勧告した内容（当事者が納得いく）での解決をめざす」方針を強行採択、ついに、一月二六日の与党三党の「四党合意離脱声明」となり、当面、「政治解決」自体が困難になることが確定した情勢を加味して、問題を提起することにした。

ポイントは、まず、鉄建公団にどのような当事者能力があるのか、である。そして、敵に弱点はあるのか否か、その弱点を突いた闘いによって一〇四七名のJR復帰は可能であるか否かにある。

われわれが注目したのは、第一に、国鉄清算事業団職員が、現在、JR社員となつていく事実についてである。第二には、鉄建公団に引き継がれた国鉄清算事業本部に何兆という莫大な資産が存在し、今後も存在し続ける、つまり、解決能力はある、という事実からである。第三には、国鉄分割民営化政策が失敗であったことの象徴である、膨らんだ国鉄長期債務の処理を国家債務に組み入れて闇に葬り去ろうとしていることはもちろん、貨物と三島のJR四社の完全民営化（株上場）は困難という現実にも無視し続けてしまおうとしていることである。そして第四には、貸し借りの関係にある三つの関係事業団（鉄建公団と清算事業本部と運輸施設整備事業団）を統合して、風化を策しているとか考えられない官僚政治の現状についてである。

## 1、JR復帰について、攻撃の仕組みから考えてみよう

敵が考え出した国鉄改革の手法は、日本国有鉄道の営業部門など収益事業は承継法人に継承（民間でいう営業譲渡）し、国鉄長期債務返済業務と労働債権は旧社（清算事業団）に残すという、いわゆる偽装倒産そのものの手法であった。したがって、旧社のその後を振り返ってみよう。

① 一九八七年四月の国鉄改革で、旧国鉄の長期債務三七・一兆円の内二五・五兆円を旧国鉄の清算法人である国鉄清算事業団において、旧国鉄から承継した土地、JR株式といった資産の処分と処理することとされた。

② 一九九八年一〇月、長期債務の返済が破綻（債務が二八兆円以上に増えた）し、債務等処理法によって、長期債務のほとんどは国に、残りは国鉄清算事業団の業務（国鉄

清算事業)を鉄建公団が引き継がせつつも、独立した会計を設けた組織として国鉄清算事業本部を公団内に設置し、引き続き、JR各社に転籍した旧国鉄職員に旧国鉄用地やJR株式を処分させ、残された借金や年金等の費用を負担することになった。

③ 二〇〇二年の先の国会で、鉄道建設公団は、二〇〇三年一〇月に「運輸施設整備事業団」と統合し新たな独立行政法人を設置することとされた。

④ 国鉄清算事業本部の業務は、土地処分については平成一六年度以降に処分がずれ込む見通しの大型物件もある。これらの土地は、年金等の費用の負担の財源となる数兆円分が残されている。株式処分は、本州三社は順調に進めば平成一五年度末までに売却が終えられるが、政治情勢や経済事情によっては、一六年度以降にずれ込む可能性がある。また、三島会社や貨物会社の株式の処分は、予定すら立っていない。この他、年金支払い等の業務が向こう六〇年も続く見通し。

⑤ 一六年度からの新たな独立法人化後の業務実施体制については、現在の体制と同じく、引き続き、会計も含めて独立性の高い暫定的な組織体として設けることが適当(事業本部の考え方)とし、その職員は、引き続き、JR各社に転籍済みの旧国鉄職員(事業団退職、即JR採用・出向)で、新規採用は考えられない。

⑥ 二〇〇二年八月二十九日の横浜人活解雇無効身分保全裁判判決でも、「再就職促進特別措置法の失効は、優先的な再就職斡旋業務をなくしただけで解雇理由に当たるとはいえない」と判決、未払い分賃金相当額と鉄建公団職員としての地位を確認した。

## 2、統合相手の運輸施設整備事業団もみておこう

次に、統合相手である運輸施設整備事業団であるが、これは、国鉄改革の目玉ともてはやされ発足した国鉄承継法人のひとつ、新幹線保有機構を前身としている。その経過は次のとおりだ。

① 一九八七年四月の国鉄改革時、国鉄分割民営化の一つとして、旧国鉄の長期債務八兆円と新幹線を保有する「新幹線保有機構」として発足。この仕組みが、国鉄改革の目玉と評された。

② 五年後に、新幹線をJR三社に九兆円で売却し、その返済金(収益)の一部を鉄道建設の資金援助金とする「鉄道整備基金」に組織改正された。

③ 一九九八年一〇月に国鉄清算事業団は解散、鉄道建設公団に吸収されたが事業は同国鉄清算本部としてそっくり継承され、「鉄道整備基金」も船舶組織と統合して、新たな「運輸施設整備事業団」として発足した。

④ 小泉行革は「郵政の民営化」や「公団等の独立行政法人化」を画策。平成一五年一〇月には、「鉄道建設公団」と「運輸施設整備事業団」を統合すべく、新たな法を整備中である。

⑤ 三事業体の関係は、鉄建公団は鉄道を建設するところ、運輸施設整備事業団はそのお金を出すところ、清算事業本部はそのお金を整備事業団に貸すところという関係にあり、事業本部はすでに、一・九兆円貸している。

## 3、鉄道建設公団国鉄清算事業本部への裁判提起の意味

裁判を起こしこれに参加する権利は国民一人ひとりの権利である。

① 鉄建公団訴訟は、国鉄・JRの犯した企業犯罪Ⅱ不当労働行為に対し、応分の責任をとらせ（救済）て、労働者としての尊厳と名誉を回復する闘いである。

労働委員会闘争でわれわれは、国鉄とJRの不当労働行為責任を明確にさせ、不十分ながらも救済命令を勝ち取ってきた。しかし、裁判闘争では、東京地裁判決直後に明らかになったように、最高裁から国鉄総裁室に向向していた判事（国鉄参与）が冒頭の「偽装倒産の仕組み」を考えだしたことが影響しているように、「不当労働行為はあったがJRには責任が及ばない」と判決して中労委命令を取り消してきた。

この判決は、明らかに労働委員会制度そのものを否定するものであり、ILO条約にも違反することから、国労は「条約違反」をILOに訴えて闘ってきた。

② ILOは、日本政府に対して、「ILO条約の団結権の保護は、採用から解雇（離職）の全期間に適用されるものである」ことを繰り返し喚起しつつ、「当事者が納得いく解決に向けた斡旋」を繰返し勧告した。

しかし、中間勧告から第二次勧告に至る経過の中で、「日本政府の情報によれば」と判断基準を明記しつつ「全動労事件では不当労働行為はなかった」と判断するなど、日本政府のうそに振り回されて判断を間違えるという、ILO史上に汚点を残したことが歴然とした。

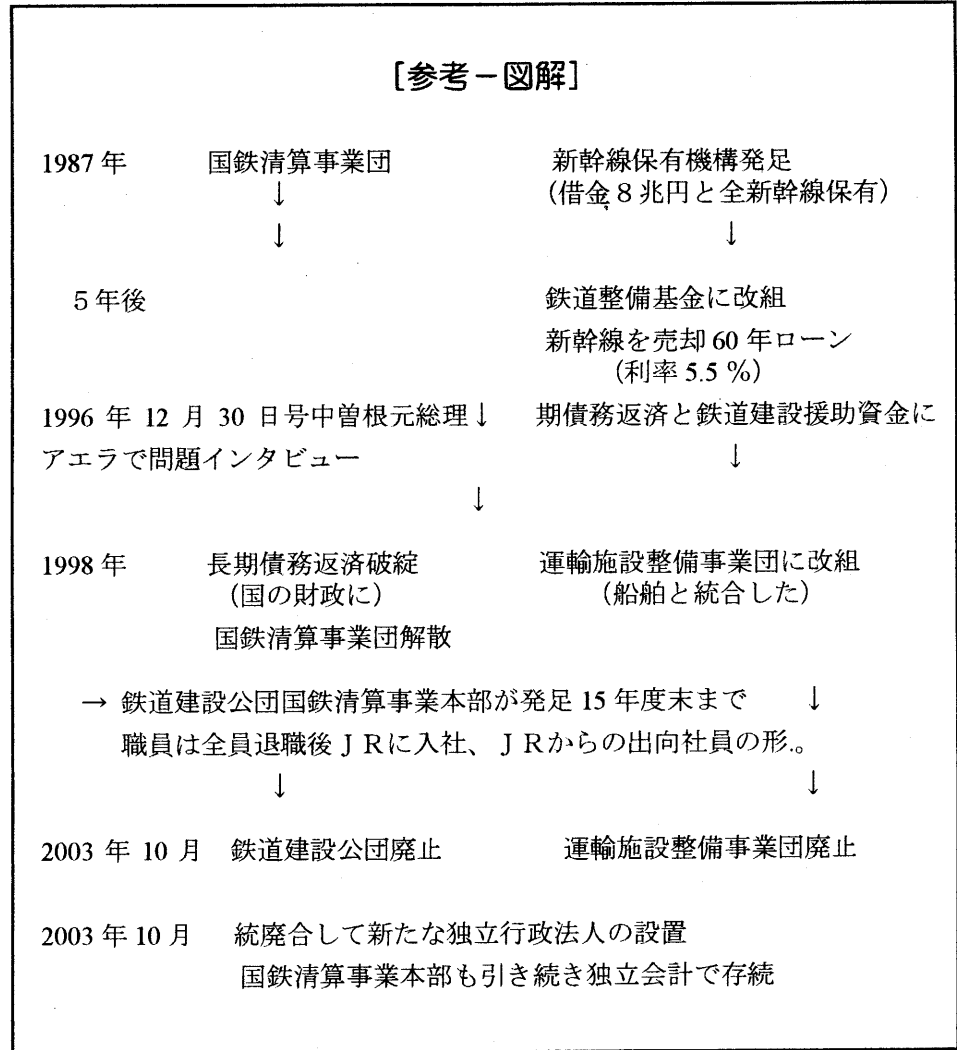
③ 不採用事件で地裁・高裁での不当判決、さらに今後、最高裁での判決を考えた場合、不当労働行為責任を追究するためには、地裁および高裁判決の内容からも、国鉄清算事業本部（鉄道建設公団）を提訴することは、残された重要な戦術と考えられてきた（海渡雄一弁護士も指摘）。

④ また、一九九八年の長期債務の処理と国鉄清算事業団の解散の法律制定時（一九八七年から）に、国鉄清算事業団や政府と国労は国労会館問題と二〇二億損賠事件で和解し、国会においても、政府の「一〇四七名問題は解決済みの問題」という認識から「未解決問題」として表面化させることに成功。参議院では、当時の青木自民党幹事長が中心になって七会派（全会派）共同提出の「早期解決を求める決議」が行われたことなどを考えた時に、敵の弱点に対し、裁判という形で我々の主張を突きつけておくことは、きわめて重要な取り組みである。

⑤ この裁判は、国労本部が機関として行なうべきであり、すでに、「四党合意に基づく、納得いく解決は困難」と判断した闘争団有志らの取り組みとの合流を目指すべきである。なぜなら、例えば、鉄建公団訴訟の中で和解の話が持ち上がったときは、原告団と鉄建公団の間で、あるいは、原告団代表と政府・国土交通省との間で交渉・折衝が行われることになり、他の闘争団には「解決の道」を閉ざされる可能性大となるからだ。

⑥ 国労本部は、第一九回東日本本部委員会での海渡弁護士の「挨拶」を思い起こし、いたずらに一部闘争団を悪罵のように批判することなく、冷静に、闘いの原点に立ち返り、鉄道建設公団への裁判を追求すべきである。ILOへの働きかけにしても、国労自身は不当労働行為を追究する姿勢を堅持していかない限り、世論はもろろん政府を動かすことにはならないのが常識である。しかも、「不当労働行為の責任を負う主体」（国労事件判決）と名指しされた旧国鉄（鉄建公団国鉄清算事業本部）は十分な資産も持ち、その責任追究は、「納得できる解決」の展望をより一層大きくすると思われる。

[参考-図解]



# 国鉄闘争と鉄建公団訴訟の意義

## 1、「国鉄闘争」とは何であったのか

(1) 国鉄改革をめぐる労使の対決は、日本の労働者が、日本の総資本から「企業別労組」を梃子にして、「利潤・効率」最優先、「企業あつての労働者」という思想を植え付けられ、これに屈服するか否かの最大の山場です。ですから、国鉄改革を仕組んだ中曽根自身が「国労をつぶせば総評はつぶれる」「行革でお座敷を清めて改憲へ持ち込む」と豪語していたことを思い出して下さい。

だからこそ、国鉄闘争には労働者として負けるわけにはいかないのです。国鉄闘争に労働者全体として取り組み、「国鉄改革」の本質が何であったのかをはっきり暴露して、勝利することが、この三〇年「企業別労組」を梃子に後退に後退を重ねてきた日本の労働運動に反撃の足場を与えることになるだろうし、また、世界の労働者に対しても、日本の労働者は決して資本の論理に屈して無責任な後退を続けたのではなく、きちんと反撃したことを示せるか否かの試金石だと私は思っています。



(2) 国鉄改革が問題とされた時に、国労の主張ははっきりしていました。「分割・民営化には反対である。なぜなら、国の隅々まできちんと鉄路を伸ばし、そこに人の生活がある以上、その生活を守る責任が国や国鉄にはあるんだ。だからコストがかかり、赤字が出ても労働者を雇用して、きちんとしたサービスをすべきなんだ」。これが、すべての原点ではないのでしょうか。まず、人が人らしく生きられ、そして、働く労働者がきちんと働け、生活が成り立つての「会社」であり、また国鉄であつたはずで、それを「利潤が上がる」か否かですべてを割り切ってしまった。

しかし、その結果はどうでしょう。国鉄の分割・民営化は、結果として成功したのでしょうか。JR東日本やJR東海は上場するとか、好調そうなことを言ってます。しかし、「分割・民営化が成功した」というのであれば、JR北海道とJR四国とJR九州はどうでしょう。成功したというなら、これらの会社単体で利潤を出してごらん下さいよ。利潤なんか出るわけじゃないでしょう。

こういう過疎や人口密度の低いところでは利潤出ないから、国鉄という全国組織にして利潤の上がる東京や大阪等の利潤で、北海道や九州や四国の鉄路を引き、また維持してきてたんでしようよ。それを、JR北海道やJR九州やJR貨物の問題に類かぶりをして、もともと儲かるJR東日本やJR東海だけの好調を言つたつて、何ら成功を実証することになりはしません。現に国鉄の残した債務は増え、国民負担は増加してしまつたのです。資本側の誤りは、歴然としています。

(3) だから国労が、このような誤つた資本側の分割・民営化方針に反対して闘つたのは当たり前です。修善寺大会を開き、このままでは自分の首が危ないと思つても、「いや労働者の生きざまの問題だ。」「決して利潤だけの問題ではないんだ。労働者あつての企業であり、労働者の生活も国民の生活の足さえも守れないようであれば、国鉄としての責任を果たしたことはない。」これが労働者としての基本的考え方であり、誇りであつたはずで。

私は労働弁護士として労働側の代理人として活動していますが、その中で思うことは、日本の労働者は、経営者側に対して、余りに「思いやり」がありすぎたのではないかと、いうことです。我々労働者が生活できてこそその企業であつて、企業の存続や利潤のために、我々労働者が、権利や生活の上で譲歩するいわれはないとして、もっと明確に主張すべきではなかったか。もっと具体的に言えば、こういうことです。

昔、マルクス経済学を学んだことのある人は「労働者は、労働力商品を買っているんだ」と教つたはずで、でも、それが実践されたでしょうか。例えば、デパートの「そごう」と三越が、ある業者から一万円の商品を買う時に、「そごう」が「実は、私のところは民事再生法で経営再建中で苦しいから、三越さんが一万円を買っている物を七千円で売って下さい」と言つてきたときに、その業者は三越に一万円で売っている商品を七千円で売るでしょうか。おそらく、売らないでしょうね。

ところが、労働者だけは、経営が苦しい、倒産しそうだからといって、賃金の二割カットだの、三割カットだのを呑まされて、「仕方ない」ということになつてはいないでしょうか。それで、「労働力商品」だということを勉強したと言えるのでしょうか。もっと、きちんと「労働者としての基本的な考え方」を勉強してから、その原則に基づいて反撃したらどうか。それが日本の労働運動がやるべきことだつたはずで。

## 2、国鉄闘争の経過

(1) さて、話を元に戻しましょう。政府・国鉄当局は、分割・民営化にあくまで反対する国労に対して、もてる権力をすべて発動して切り崩しをしてきました。収容所といわれた「人活センター」に国労組合員を入れ、仕事を与えずいじめ抜くことをやってきました。これは、単に「ひどいね」という話ではすみません。なぜなら、これはそのらの風変わりな中小企業のおやじが「わしは労組が嫌いじゃ。アカは嫌いじゃ。こんな奴らいじめてやる」といつているということと同列ではないんですよ。

国が出資をしている「国鉄」という、明らかに憲法条文が直接に適用され、むしろ率先して憲法が守られなければならないはずの基幹産業の職場で、公然と労働者に対して所属労組を理由とする差別・いじめⅡ不当労働行為がなされたのです。そして、その挙げ句に国労を切り崩し、国労組合員をたたき出したのです。

(2) 民間企業でさえ、はばってコソコソとやってきた「いじめ」を公然と実行したのですから、国労が不当労働行為の救済を労働委員会に求めた当初の段階では、労働委員会では組合側の連戦連勝でした。当たり前でしょうね。だって、労働委員会は憲法二八条に基づいて、労働者の労働基本権を保障せしめるために設置された組織です。労働基本権を守れることを任務とする組織である労働委員会は、そこに組合所属を理由とする「いじめ」が厳然として存在した以上、救済命令を発するのは当たり前でした。

(3) 実は、国労本部の誤りは、この辺りから生じてきました。「連戦連勝だ。第三者機関の判断を梃子に、勝てる」と思ったわけです。ところがJR側弁護団はそうは考えませんでした。「今に見てる。労働委員会でも、裁判になれば、ひっくり返せる。」これがJR弁護団が当時言っていたことです。JR側弁護団は、何を考えていたのでしょうか。それは、「いかに不当労働行為があろうとも、それは国鉄がなしたもので、JRの責任は国鉄改革法二三条の解釈に持ち込まないということ、必ずで勝てる」というものでした。それが当時JR側弁護団の主幹であった西弁護士が言っていたことです。

「国鉄改革法二三条の解釈に持ち込めば、JRには責任は及ばない。」とするJR側弁護団の読みのとおり、一九九八年五月の東京地裁判決は、国鉄改革法二三条の解釈でJRには使用者としての不当労働行為責任は及ばないという判断をしました。

その内容は、「国労組合員を差別・選別したのは旧国鉄である。JRは法によって設立された新たな別法人であって、『良い社員を選別してね国鉄さん』といって、国鉄さんにお願ひしたら国鉄は名簿を出してくれました。JRは、その名簿によって社員を採用しただけです。名簿作成の過程でそんな不当労働行為などという悪いことしてるなんて知りませんでした」というものです。

(4) こんな理屈をきいて納得しますか？ 私は「馬鹿言うんじゃないよ。寝言は、寝て言え、この野郎」と思いました。頼まれたやつが悪いことすれば、頼んだやつも責任負うべきが筋じゃありませんか。

ところが姑息にも東京地裁は、「JRと国鉄は別法人である以上、国鉄のなした不当労働行為については責任を負わない」としてJRを免責してしまっただけです。そういう条文の官僚的、形式的解釈で、国鉄解雇以来一三年間、職場復帰を求めて闘ってきた闘争団の人達を切り捨てようとしたのです。

当然、このような不当判決に対しては、その不当性を訴え、戦術的にも強化して反撃に転じるべきが、本来の筋でした。ところが、このような裁判所の判断の結果に、大きく動揺しただけなのが国労中央本部です。「三者機関の判断をもらって勝てる」と思っていたのに、負けてしまったからです。そして翌年、さらに東京高裁でやはり国鉄改革法二三条の

解釈として「JRに責任がない」という判決が出されてしまいました。

「これは大変だ。もう勝ち目はない」というので、国労本部は「JRに責任がないことを認めれば、JRにいくらか保障の話をしてやる」という「四党合意」にすがり付いたのです。「JRに法的責任はないけれど、人道的観点から救ってやって下さい」というわけです。

でも、何かおかしいと思いませんか？ 不当労働行為はあったんですよ。いじめは厳然と存在したんですよ。地裁判決も高裁判決も不当労働行為はなかったなんて言っています。国鉄改革法二三条によってJRに責任が及ばないって言っただけです。ところが、国労中央本部は、「解雇以来もう十何年も立っているし、これ以上は闘争継続は出来ない」と、へたり込もうとしました。

(5) 実は、私は国労弁護団の末席に連なっており、国労水戸の差別事件等の代理人として国労の事件を扱っていましたから、国労が現在でも職場で厳しい差別をうけ、構成人員を著しく減少させられて苦しい状態にあることも分かっておりまして、東京高裁でも判決がでて敗訴した以上、適正な手続きと内容で「四党合意」で和解が成立するのであれば、一つの選択かとも思いました。私は弁護士で、ただ「裁判で負けても良いから玉砕せよ」と言う立場にはありませんから、「四党合意」が適正な手続きと内容で成立するのを見守りました。

ところが、国労中央本部がやり出したのは、「JRの法的責任はない」旨確認させられた上、まず訴訟を取り下げてから、話合いに乗ってもらおうということです。止めましょうや。全面武装解除して、それをお願いしますという、そんな馬鹿な話があるか、ということです。これは、もはや和解とは言えません。お情け頂戴、土下座の類でしかありません。私は、当時も今も、国労の主張が正当である以上、土下座するような交渉はすべきでないと思います。だから鉄建公団訴訟を起こそうとする闘争団の人達に協力し、訴訟を提起したのです。だってそうでしょう。いじめⅡ「不当労働行為」は、誰が何と言おうと、あったんです。あった以上誰かが責任取らなければいけないのは当たり前です。

殺人事件に例えればこうです。そこに殺されたことが明白な死体が転がっていたんです。真犯人がJRでないとか裁判所が判決したら、死体はそのまま殺人事件はなかったことですみますか？ 殺した奴がいるでしょうよ。犯人捕まえましょうよ。だからそれが国鉄であり、それを承継した清算事業団であり、鉄建公団だということです。

当たり前の話じゃないですか。だから鉄建公団訴訟を起こしました。だから、私どもが考えているのは、鉄建公団訴訟は、仮に裁判所がJRの責任があると言おうが言おうが、この国鉄を承継した鉄建公団に責任をとらせることによって、最終的に国に責任取らせることに目的があるのであって、国鉄闘争の最後のつかえ棒だと思っています。

### 3、鉄建公団訴訟の意義

(1) その後、鉄建公団訴訟が提起されたこともあって、相手方の「全面屈服強要路線」は破綻し、「四党合意」は昨春秋に崩壊しました。そして今度は向こう側があわてました。昨年一〇月二四日に、同じく国鉄改革の過程で、国鉄改革に反対した全動労組合員に対する採用差別に関する全動労事件で東京高裁は、「国鉄改革法二三条によっても、国鉄の為に不当労働行為の責任はJRに及ぶ」が「当時の国是とも言うべき国鉄改革に反対する者を、採用差別したことについては合理的な理由があつて、不当労働行為にはならない」と言う判断を示しました。これは、凄まじいことです。

この「国是という国鉄改革」を「企業の存続のための合理化」に置きかえたらどうなります。「企業の存続のための合理化」に反対するような組合や労働者は差別したって不当労働行為にはならないことになるんじゃないですか。今度は司法が「国鉄改革」と枠さえ取り払って、「利潤・効率」に異を唱える者はいくらでも差別し、更には排除することすらも正当化しかねない論理を突きだして来るに至っているのです。

この全動労判決の悪質さは、かたや「JRには責任は及ばない」という国労の判決があり、かたや「JRに責任が及ぶ」という全動労判決がある以上、「JRの責任を追究」に道が開ける可能性が出来たとし、運動を「JRへの責任追究」にもう一度振り向けさせ、他方で、力を得てきた鉄建公団訴訟を脇役に追い落として、運動を分裂させることにあります。要は、「JRの責任追究が出来たかもしれないよ」というエサをぶらさげて、「こつち来なさいよ、こつちこそが本命でしょう」と煽りつつ、責任の所在を再度曖昧にし、国鉄闘争のつかえ棒としての鉄建公団訴訟や、これに関わる運動の力を殺ぐことです。

(2) 私たちがやらなければならないことは、①全動労判決による運動の分断を許さず、「JRも、国鉄を承継した鉄建公団も共犯だ」として、双方の責任を追究することです。また、②全動労判決がいう「国是とも言うべき国鉄改革」やその延長線上に当然出てくるであろう「企業存続のための合理化」のためには、反対する労働者・労働組合を差別し・排除しても不当労働行為にならないなどという反動理論を粉砕することです。仮に全動労判決のような理屈が認められれば、この国に労働組合運動はなくなってしまうでしょう。あるいは人間らしい権利を主張を出来るところはどこにもなくなってしまうでしょう。

そして、最後に鉄建公団訴訟について、強調しておかなくてはならないことは、走り出した鉄建公団訴訟は、もう止まらないということです。JRに責任を取らせるのも当たり前です。しかし実際に差別・いじめを担当した「実行犯」たる国鉄とそれを承継した鉄建公団の責任は、何があっても免れさせないということです。

前に述べましたように、JRも鉄建公団も、国労に加えた不当労働行為については、「共犯」なんです。殺人事件であっても、犯人は単独犯とは限りません。共犯いるんであれば、両方に責任をとらせようではないですか。それが当たり前の理屈だと思えます。そして、その責任追究の根本は「実行犯」を押さえ込むということなのです。

そういう意味で、国鉄闘争において、労働者に対する不当な差別・排除があったことの「根本」を押さえ込むという鉄建公団訴訟がきちんと闘われる限り、国鉄闘争は「総崩れ」になることはありません。こうした下支えをしながら、もう一度しっかりした労働者としての基本的な考え方に立ち、きちんとした労働者の権利を主張し、反撃に転じようではありませんか。そうする中でしか、この約三〇年間、資本の論理に押されて、どんどん後退してきた我々労働者の主張や権利の回復・前進は図れません。

少なくとも、この一六年にわたって、国家的不当労働行為の末に自らの職場を失って闘っている闘争団の人達さえ救えない日本の労働者であれば、野垂れ死にするしかないと思えます。彼らを助けられなくて何が労働者階級であり、労働者の連帯なんでしょうか。

それが私が今日、私が皆さんに訴えたいすべてのこととして、もう一度この国を、労働者の権利と生活がきちんと守られる、まともな国とまともな社会にするためにも、ぜひ北海道の地からも、国鉄闘争とその最後のつかえ棒の役割を担って提起された鉄建公団訴訟に、皆さんの力をかして頂きたいということを訴えて、私からのお話を終わりたいと思います。

# 国鉄闘争勝利の展望

— 敵は政府、鉄建公団だ —

戦略的討論は十分だったか

先日（二月二十五日）、今後の国鉄闘争をどうしていくのかと東京西部ブロックでシンポジウムを開催した。その時にもいったが、東京労組に入ってから自ら国鉄闘争担当だと議論に参加している。一番気になっていいることは、こんなに重要な闘争でありながら、国鉄闘争のあり方についての討論、もつといえは戦略的な討論がまったくなくない。どこかでやっているかも知れないが、十分であるとは思えない。ですから、なかなか討論の進行が進んでないのではないかと思ひ、戦略的な討論も、今のような混迷しているようなときほど重要ではないかと思ひつくづく思っている。

二つほど問題がある。一つは国鉄闘争の基本的な性格、だれを敵にしてたかえれば解決できるのかということについて方針がないのではないか。私は一貫して国鉄闘争は国家的不当労働行為にたいするたたかいなんだから、政府とのたたかきを基軸にすえて組み立てるべきではないかと思ひいろいろの機会にいつてきたが、なかなかそうはなっていない。なぜなっていないのかという一つの原因——これが二つめの問題になるが——は、基本的な戦略が一言でいえば国鉄闘争は第三者依存主義なんです。どうしてそのようになったのかといえは、一番最初に不当労働行為があったときに、困難な状況もあったのだから当然だったけれど地方労働委員会にだした。地労委はすべて勝った。百パーセント勝った。これはひどいことがされたから勝ったということもあるが、もう一つJ.R側がほとんど対応をしなかった。したがって、勝つのはあたり前ということもあった。その勝ったことの延長上に、次は中労委、次は裁判とすすみ、一〇年たつて裁判で負けた。

争議において、第三者機関への依存を中心にしたのでは、よほどひどいときは別にして、あまりよい結果を生むはずがない。最初に地労委で勝つたよい結果が悪いことを生んでいいる。みんなが労働委員会に目を向けた。中労委でまたよい命令が出るのではないかととなつたわけだから。中労委のままで示した力を、あの時の力を対政府闘争にもつとふり向ければよかつた。典型的な例は、地裁で負けたとき、悪いことは良いこと・良いことは悪いこととの反対で、これを機会に「一生懸命やろうよ」とよくいつてきたが、かならずしもそうならなかつた。ガクンとなつていたから人道的な解決にいくような政治的解決にその時なつたのではないか。

この二つの問題はいずれも、戦略的な討論が十分でないからそういう誤りを正してやる場がなかなか設定できてこなかつたことにあるように思う。

方針はつくられてきたか

もう一つ自己批判的にいえば、組織がしっかりしていればとの前提だが、官公労は特にそうなんだけれど「上部方針に賛成か、反対か」だけなんです。自分たちが方針をどう考えるかまかつたくない。だから「四党合意」問題がその典型だ。四党合意はだめだはだれでもそうだよ。反対論だけがあつて、それに変わる方針の提起がひじょうに弱い。あれほど反対論が正論でありながらも勝てないというのは、組合員に「これなら勝てるよ、と

いう提起が足りない」からじゃないかと思ってきた。したがって、国労内の討論で負けたのは、反対派の側に責任があるとつねづね思っている。

その事のもう一つの側面は、闘争団の自立の問題です。国労が、解雇がでたとき、ほぼ同時期に全通の「四・二八」がありましたよね。全通ははじめすべて丸抱えであった。国労は財政問題上から本部の犠牲者救済の対象にはならない、自活体制でゆくとこの体制をみて、私達の周りでは「ひじょうによいことだ。悪いことだけいいことだ。というのは、闘争団は自立するだろう。方針上も自立した方針がたてられる」「本部の言うことを聞かなくてすむ」と思っていた。

その後の経過を見ると、そうなっていない。方針はすべて本部がだしていた。闘争団が本当に自立するようになったのは、おとし三田に事務所ができて、闘う闘争団ができてはじめて自立らしくなってきた。四党合意で本部がどうにもならなくなり、自立らしくなってきた。

### 統一交渉団の形成

いまいつてきたことを私が国鉄闘争に関わってきたと思ってきた。最近になって国鉄闘争の戦略を論説する機会がふえてきたのは、昨年六月に開催された共闘会議交流会の時に、戦略提起という表現でいいだしたことがきっかけになっている。その時になにを言ったかといえば、ひじょうに混乱したので四党合意で解決できないのは明々白々になったから、あらためて原点にかえて国鉄闘争を考え直すべきではないか。原点から考えたら国労だけが闘争団ではない、一〇四七名―共闘会議の名称もそうなっているから言いやすかったんだけれど―という解雇された当事者の統一(統一交渉団)というのかな、一〇四七名を一つにまとめあげてどうたたかい、交渉を進めるかに第一の課題があるのではないか。

この問題は、国労内が分裂していたからそれをまとめるためにも、「国労だけではない千葉動労も全労働争議団もあるよ」と、解雇された者が争議の主役と主体にもつともつとなるべきであるというのが一つ。もう一つは、そこがまとまればその力は、ひじょうに強力だ、だれも否定できないよね、その存在を。どこと交渉するにしても、どこへ打ち出すにせよ、解雇された当事者が結集している力は強力である。

もう一つは、それは相手がどうのこうのというのではなく、主体の問題だから解雇された当事者が努力すれば実現できることなんだから、一〇四七名をまとめ、統一交渉団の基軸にすることがひじょうに重要なことではないかと提起した。この問題は、その後東京西部地区で実践され、比較的ほかの地域にくらべれば運動が前進している一つの基礎になっている。ですから、このことがこれからの課題の一つだと思っている。

### 交渉相手は政府、鉄建公団

もう一つは、対政府交渉が基軸だよということ、逆にいうとJRにあまりこだわらなということだ。たしかに、分割・民営化の結果としてJRが生まれたから、JRは就労の先だからそうはならないというのは分からないではないが、原点にかえれば国策で生じた一〇四七名の問題は国家、政府に責任があるのだからその追及をすべきである。その矛先は鉄道建設公団で、政府が具体的に解決させるのは、鉄建公団を通じてということになる。鉄建公団訴訟が速いテンポで有利な展開ですすんでいることは重要であるが、争議の解

決はあくまでも当事者と当事者が交渉して解決するのが基軸なわけだから、たたかひの矛先としても政府、具体的には鉄建公団にむけて、集中したたかひをくむべきではないかと思う。責任もあるし解決能力もあるのははっきりしてきたので、この問題をもっともつと解明する必要がある。国鉄を引き継いできた責任もあるが、同時にお金もある、J Rとの関係もある、厚生年金の解決もそこでできる。国鉄闘争がかかえている問題をすべて解決できるような構造になっている。

民間の争議からみてきわめて重要だと思うのは、J Rは、争議団がいる北海道と九州の株がすべて鉄建公団にある。鉄建公団は株主そのものだ。民間では背景資本などといって関係ないところも押しかけていってやっている。ところが鉄建公団がJ R北海道、九州の株をすべてもってるんだ。争議の対象としてこれほどいいところはない。そういう議論などはほとんどない。議論が不足しているからそういう問題も解明ができていないと思う。

鉄建公団を攻める有利な側面は、訴訟を積極的に行うことだけできなく、中味がこういう具合にあることを徹底的に議論して明らかにしていくことが重要で、とくに国労闘争団の内部的分裂状況を解決する手段につかうべきだと思う。四党合意は〇＋アルファで、横浜人活判決のように、片方は鉄建公団でやれば一億、この対比を闘争団に訴えないんですか。しかも現実に一億が支払われている。決定的な問題としてどういうたかひが国鉄闘争の解決になるかと、いう説明材料として、闘争団を説得する材料としてこんなに使える材料はないと思うんだけどね。国鉄闘争の解決を目指していくためには、なんといいっても鉄建公団が解決能力があると明らかにすることが重要ではないか。その意味で宣伝が徹底的に不足しているのではないか。

#### みんなで討論し方針をつくる

先日の東京西部シンポジウムでも、立山学氏は鉄建公団をとりあげれば分割・民営化政策のまずい面がすべて入っているわけだから、もう一度を分割・民営化政策の破たんを徹底できるのではないかと述べていた。これも国鉄闘争をすすめる重要な課題・材料ではないかと思う。

ながい闘争の中でくたびれているとか、戦線が四党合意問題を機に分岐しているなど問題はあられるけれど、国鉄闘争解決の展望を明らかにすることで再度いろいろな勢力を再結集する可能性がある。そのために頑張っていかなければならないのではないか。争議は、これで解決しそうだとなれば人は集まってくる。だめだと離れてしまう。こういう方法だと国鉄闘争は勝ると、だれの目にもわかる方法で宣伝していくことが、たかひを前進させるため重要なことなんだよね。これをみんなで議論してつくり上げたい。

鉄建公団にいる国労組合員が争議団のところに行つてオルグすると迫力が違う。あるいは一億円ももらった人に積極的になうごいてもらうとか、いろいろな方法をつかって鉄建公団でこそ問題の解決ができることを、国鉄闘争前進のために使っていくのが問題提起の重要な点です。

(根岸 敏文・文責編集部)

#### ◇ 読者からのおたより ◇

カンパします 活字を埋めるような原稿で申しわけありませんでした。原稿料は音威子府の国鉄労働者生協へカンパとして送らせてもらいます。現在、闘争団との交流会に向けて計画中です。また

連絡いたします。

編集部より 原稿おもしろかった。大企業の日暮らしのような大合理化。身心が荒廃し、企業が中からとけていくようですが手にとるようになりました。

平和集会 二・一五ピース・ウオーク・イン滋賀。三百人超の参加で大成功。三月八日にパートⅡ、パートⅢの三月一日にはいよいよ三井寺の中で「平和の鐘」で集会開会になった。(滋賀・I)

編集部より 滋賀は素通りしましたが、この一週間、東海・関西五県を旅しました。「イラク戦争反対」集会、大きないけれど各地で活発におこなわれていることがわかりました。ウネリにも郵政現場にトヨタ方式 公社化を前に郵政当局は「トヨタ生産方式」を全国の職場に導入することを決定した。「トヨタ生産方式」を一言で言うなら「徹底したムダの排除」。モデル局になっている埼玉越谷郵便局ではトヨタ社員が常駐し、すでに、一七〇〇項目もの改善点を指摘している。ストンプウオッチを片手に徘徊するそのチームの姿に七〇年代の反マル生闘争当時の管理者を重ね合わせる郵政労働者もいると思う。当時と違うのは、処分は出さない。これが導入されれば労働密度がさらに高くなり、今以上に精神疾患などの病休者が増えるだろう。一番のムダは天下り官僚と無能な管理者ではないのか。

編集部より 本当にバカげた労務管理、どこもかしこもまったく同じ。人がこわされていきます。それとともに企業、国も。(京都・K)

たいへんな時代 イラク、北朝鮮、デフレ、リストラ：たいへんな時代です。たたかう労働組合、まだ眠りからさめないのでしょうか。貴通信、今後がんばって。(佐賀・T)

編集部より カンパと誌代、それにうれいお便りに感謝。労働組合と労働者、大企業ではまだまだねむりからさめそうにありません。しかし、現業では変化が見られます。

実態交流 これからは有料七部となります。よろしく願います。一月二一日号の和泉さんのレポートよかったです。さっそく、教組購読者の反応を聞きたいと思います。こうした誌上も含めた実態交流が職種を問わず必要ですね。(山形・T)

編集部より 続いている増部、嬉しい！和泉さんらのこうした小規模校でのとりくみに、ほっとさせられます。が、大都市近郊新興住宅地で見える中・大規模校での実態は悩ましく、胸が痛みます。茨城教組は今 組合員は、「子供の教育が見えない」「教壇に上がると一人だから」で悩み続けています。これが日常の超勤を生み出す要因。これらに対する手当は調整給の四％だけ。さらに、週五日制による変化が「土曜出勤者が多い」などの問題を増幅させています。私たちは、これらを解消するため月に数回、組合員ではなく同僚として話し合い、連携しています。(茨教組・U)

編集部より 教育の民営化でぞくぞく民間人が公立の小中高の校長に。広島ではおぞましい事態に。学校つてのは子どもたちに生命の大切さを教えるところ。ところが銀行員上がりの校長さんが校内で自殺。民営化のなんたるかを露骨に示す事件です。

合併は自治体合理化の集大成 合併は職場に何をもちたすのでしょうか。二〇〇一年五月一日に三市の合併により誕生したさいたま市では、〇二年二月に行革大綱を出しました。内容は①定数管理の適正化と職員人件費の抑制で一〇六〇人削減、②行政・政策評価の導入、③NPO・企業との連携、民間委託推進、④補助金・助成金の見直し、⑤公社等外郭団体の統廃合というものです。自治体合理化の集大成ではないでしょうか。(埼玉・O)

編集部より アメとムチの平成の大合理化。二三年前には自治体労働者が「私の職場消えちまう。」と悩んでいらつしやいましたが、今では地域住民が「どうなるの」と矛盾は拡大。

追従 イラクへのアメリカの暴挙を許してはならない。このようなアメリカに盲目的に従う、小泉内閣を打倒して、自分達の生活を守り、平和を守るために統一地方選を勝ち抜くためにがんばりませう。(北海道・N)

編集部より 国民の八〇％超がアメリカに反対しているのに、小泉の言い草は「国民がちがつている」と。小泉、そして自民党に鉄槌(てつづい)を加える時が近づいています。

今年のテーマ「磁石・こんばす」それとも「労働力の大バーゲン」？今年のテーマ。昨年の「物差し」に続き、出されたのが「磁石・コンパス・羅針盤」と「労働力の大バーゲン」の実態。「磁石・コンパス」といえば方向を知るもの、山道で迷った登山者に方向を知らせるもの。昨年の物差しに続き、「はかり」の一種であると言えませう。今の世の中、本当に何が正しいか、正しくないのか、みんなが「迷ってる」こと反映してか、基準を示す「テーマ」となっています。また、大失業時代のなかで私たちに押しつけられる「労働力の大バーゲン」。世界の労働者の安売り合戦に組み込まれようとしている今こそ、考えたいテーマです。(神戸・被災地メーデー実行委員会)

編集部より 今年もテーマ設定に鳩首論議していらつしやるごようす。「労働力の大バーゲン」、いいですね。ピツタリです。